

令和3年2月市議会定例会 提出議案

議案種別	件数(件)
予算議案	28
条例議案	14
一般議案	6
補正予算議案	9
合計	57

令和3年2月市議会定例会 提出議案件名

番号	件名	提出局
1	令和3年度北九州市一般会計予算について	財政局
2	令和3年度北九州市国民健康保険特別会計予算について	
3	令和3年度北九州市食肉センター特別会計予算について	
4	令和3年度北九州市卸売市場特別会計予算について	
5	令和3年度北九州市渡船特別会計予算について	
6	令和3年度北九州市土地区画整理特別会計予算について	
7	令和3年度北九州市土地区画整理事業清算特別会計予算について	
8	令和3年度北九州市港湾整備特別会計予算について	
9	令和3年度北九州市公債償還特別会計予算について	
10	令和3年度北九州市住宅新築資金等貸付特別会計予算について	
11	令和3年度北九州市土地取得特別会計予算について	
12	令和3年度北九州市駐車場特別会計予算について	
13	令和3年度北九州市母子父子寡婦福祉資金特別会計予算について	
14	令和3年度北九州市産業用地整備特別会計予算について	
15	令和3年度北九州市漁業集落排水特別会計予算について	
16	令和3年度北九州市介護保険特別会計予算について	
17	令和3年度北九州市空港関連用地整備特別会計予算について	
18	令和3年度北九州市学術研究都市土地区画整理特別会計予算について	
19	令和3年度北九州市臨海部産業用地貸付特別会計予算について	

番号	件名	提出局
20	令和3年度北九州市後期高齢者医療特別会計予算について	財政局
21	令和3年度北九州市市民太陽光発電所特別会計予算について	
22	令和3年度北九州市市立病院機構病院事業債管理特別会計予算について	
23	令和3年度北九州市上水道事業会計予算について	
24	令和3年度北九州市工業用水道事業会計予算について	
25	令和3年度北九州市交通事業会計予算について	
26	令和3年度北九州市病院事業会計予算について	
27	令和3年度北九州市下水道事業会計予算について	
28	令和3年度北九州市公営競技事業会計予算について	
29	北九州市事務分掌条例の一部改正について	
30	北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例及び北九州市国民健康保険条例の一部改正について	財政局
31	北九州市SDGs未来基金条例について	
32	法人の市民税の課税の臨時特例に関する条例の一部改正について	市民文化スポーツ局
33	北九州市特定非営利活動促進法施行条例の一部改正について	
34	北九州市介護保険条例の一部改正について	保健福祉局
35	北九州市国民健康保険条例の一部改正について	
36	北九州市公衆浴場法施行条例の一部改正について	
37	北九州市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準等に関する条例の一部改正について	
38	北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	子ども家庭局
39	北九州市新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例について	産業経済局
40	北九州市道路占用料徴収条例及び北九州市自動車駐車場条例の一部改正について	建設局

番号	件名	提出局
41	北九州市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について	建設局
42	北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正について	
43	金山川調節池整備工事（2-1）請負契約締結について	技術監理局
44	連携中枢都市圏北九州都市圏域の形成に係る吉富町との連携協約の締結に関する協議について	企画調整局
45	基本財産の額の増加に係る福岡北九州高速道路公社の定款の変更に関する同意について	建築都市局
46	市有地の処分について	港湾空港局
47	市有地の処分について	
48	包括外部監査契約締結について	行政委員会
49	令和2年度北九州市一般会計補正予算について	財政局
50	令和2年度北九州市国民健康保険特別会計補正予算について	
51	令和2年度北九州市卸売市場特別会計補正予算について	
52	令和2年度北九州市土地区画整理特別会計補正予算について	
53	令和2年度北九州市港湾整備特別会計補正予算について	
54	令和2年度北九州市土地取得特別会計補正予算について	
55	令和2年度北九州市産業用地整備特別会計補正予算について	
56	令和2年度北九州市下水道事業会計補正予算について	
57	令和2年度北九州市公営競技事業会計補正予算について	

No.	件名	要旨
令和3年度 予算規模	区分	予算総額
	一般会計	6,420億9,500万円
	特別会計	4,012億2,950万円
	企業会計	2,695億3,890万円
	合計	1兆3,128億6,340万円
1	令和3年度北九州市 一般会計 予算について	予算額 6,420億9,500万円
2	令和3年度北九州市 国民健康保険 特別会計予算について	予算額 988億5,800万円
3	令和3年度北九州市 食肉センター 特別会計予算について	予算額 3億7,400万円
4	令和3年度北九州市 卸売市場 特別会計予算について	予算額 8億8,020万円

No.	件名	要旨
5	令和3年度北九州市 渡船 特別会計予算について	予算額 3億9,740万円
6	令和3年度北九州市 土地区画整理 特別会計予算について	予算額 24億1,560万円
7	令和3年度北九州市 土地区画整理事業清算 特別会計予算について	予算額 100万円
8	令和3年度北九州市 港湾整備 特別会計予算について	予算額 50億4,700万円
9	令和3年度北九州市 公債償還 特別会計予算について	予算額 1,596億400万円
10	令和3年度北九州市 住宅新築資金等貸付 特別会計予算について	予算額 300万円
11	令和3年度北九州市 土地取得 特別会計予算について	予算額 60億7,400万円

No.	件名	要旨
12	令和3年度北九州市 駐車場 特別会計予算について	予算額 3億2,700万円
13	令和3年度北九州市 母子父子寡婦福祉資金 特別会計予算について	予算額 6億950万円
14	令和3年度北九州市 産業用地整備 特別会計予算について	予算額 4億2,770万円
15	令和3年度北九州市 漁業集落排水 特別会計予算について	予算額 3,660万円
16	令和3年度北九州市 介護保険 特別会計予算について	予算額 1,046億4,000万円
17	令和3年度北九州市 空港関連用地整備 特別会計予算について	予算額 690万円
18	令和3年度北九州市 学術研究都市土地区画整理 特別会計予算について	予算額 2億5,800万円

No.	件名	要旨
19	令和3年度北九州市 臨海部産業用地貸付 特別会計予算について	予算額 4億2,730万円
20	令和3年度北九州市 後期高齢者医療 特別会計予算について	予算額 170億7,800万円
21	令和3年度北九州市 市民太陽光発電所 特別会計予算について	予算額 9,640万円
22	令和3年度北九州市 市立病院機構 病院事業債管理 特別会計予算について	予算額 36億6,790万円
23	令和3年度北九州市 上水道 事業会計予算について	予算額 341億5,592万円
24	令和3年度北九州市 工業用水道 事業会計予算について	予算額 28億9,733万円
25	令和3年度北九州市 交通 事業会計予算について	予算額 21億7,440万円

	件名	要旨
26	令和3年度北九州市 病院 事業会計予算について	予算額 7億7,189万円
27	令和3年度北九州市 下水道 事業会計予算について	予算額 503億2,420万円
28	令和3年度北九州市 公営競技 事業会計予算について	予算額 1,792億1,516万円

N o
2 9

北九州市事務分掌条例の一部改正について

(総務局人事部人事課)

デジタル市役所推進室を新設するため、関係規定を改めるもの

1 室の新設（第1条関係）

名称	デジタル市役所推進室
事務	デジタル・トランスフォーメーションの推進に関する事項

2 施行期日

令和3年4月1日

No 30	<p>北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例及び北九州市国民健康保険条例の一部改正について</p> <p style="text-align: right;">(総務局人事部給与課)</p>
----------	---

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、関係規定を改めるもの

- 1 新型コロナウイルス感染症の定義規定の整備 (北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例付則第10項、北九州市国民健康保険条例付則第20項関係)

現行	改正後
新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス (令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。) である感染症をいう。)

- 2 施行期日
公布の日

<p>N o 3 1</p>	<p>北九州市 S D G s 未来基金条例について</p> <p style="text-align: right;">(財政局財務部財政課)</p>
<p>北九州市 S D G s 未来都市計画に掲げる、人と環境の調和により、新たな産業を拓くこと、一人ひとりが行動し、みんなが輝く社会を拓くこと及び世界のモデルとなる持続可能なまちを拓くことに資する事業を実施するため、北九州市 S D G s 未来基金を設置するもの</p> <p>1 条例の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 設置 (第 1 条) (2) 基金の積立て (第 2 条) (3) 管理 (第 3 条) (4) 運用益金の処理 (第 4 条) (5) 繰替運用 (第 5 条) (6) 処分 (第 6 条) (7) 委任 (第 7 条) <p>2 施行期日</p> <p>令和 3 年 4 月 1 日</p>	

N o
3 2

法人の市民税の課税の臨時特例に関する条例の一部改正について

(財政局税務部税制課)

法人の市民税の課税の臨時特例措置の期間を延長する等のため、関係規定を改めるもの

1 臨時特例措置の期間の延長（第2条関係）

現 行	改正後
昭和51年10月1日から <u>平成33年9月30日まで</u>	昭和51年10月1日から <u>令和8年9月30日まで</u>

2 施行期日
公布の日

No 33	北九州市特定非営利活動促進法施行条例の一部改正について (市民文化スポーツ局地域・人づくり部市民活動推進課)
----------	---

特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、関係規定を改めるもの

- 1 条例に引用する特定非営利活動促進法の規定の条項ずれに伴う規定の整備（第2条関係）

現行	改正後
第10条第3項	第10条第4項

- 2 施行期日

令和3年6月9日

No
34

北九州市介護保険条例の一部改正について

(保健福祉局地域福祉部介護保険課)

介護保険料率を改定する等のため、関係規定を改めるもの

1 令和3年度から令和5年度までの各年度における介護保険料率の設定（第10条関係）

区分	保険料率
(1) 介護保険法施行令第39条第1項第1号に掲げる者	39,240円
(2) 同令第39条第1項第2号に掲げる者	54,930円
(3) 同令第39条第1項第3号に掲げる者	58,860円
(4) 同令第39条第1項第4号に掲げる者	70,630円
(5) 同令第39条第1項第5号に掲げる者	78,480円
(6) 次のいずれかに該当する者 ア 合計所得金額が80万円未満 イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの	86,320円
(7) 次のいずれかに該当する者 ア 合計所得金額が80万円以上120万円未満 イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの	90,250円
(8) 次のいずれかに該当する者 ア 合計所得金額が120万円以上160万円未満 イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの	94,170円
(9) 次のいずれかに該当する者 ア 合計所得金額が160万円以上210万円未満 イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの	98,100円
(10) 次のいずれかに該当する者 ア 合計所得金額が210万円以上320万円未満 イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの	117,720円
(11) 次のいずれかに該当する者 ア 合計所得金額が320万円以上400万円未満 イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの	141,260円
(12) 次のいずれかに該当する者 ア 合計所得金額が400万円以上600万円未満 イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの	160,880円
(13) 前各号のいずれにも該当しない者	168,730円

(次頁に続く)

(続き)

- 2 介護保険料率の算定に係る合計所得金額の変更（第10条関係）
介護保険料率の算定に係る合計所得金額について、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る特別控除適用後の金額とする。

- 3 令和3年度から令和5年度までの介護保険料率の算定に関する基準の特例の新設（付則第12項—第14項関係）
令和3年度から令和5年度までの介護保険料率の算定に係る給与所得等を有する第1号被保険者の合計所得金額の計算について、給与所得等の金額の合計額から10万円を控除する。

- 4 施行期日
 - 1 及び 3 は、令和3年4月1日
 - 2 は、公布の日

<p>N o 3 5</p>	<p>北九州市国民健康保険条例の一部改正について (保健福祉局健康医療部保険年金課)</p>
<p>国民健康保険法施行令の一部改正等に伴い、保険料の減額に係る基準を変更する等のため、関係規定を改めるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保健事業の廃止（第9条関係） 被保険者の療養の費用に係る資金の貸付けの事業を廃止する。 2 保険料の所得割額の算定に係る所得の金額の変更（第11条の2関係） 保険料の所得割額の算定に係る所得の金額について、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る特別控除適用後の金額とする。 3 保険料の減額に係る基準額の変更（第20条、付則第5項関係） 保険料の減額に係る基準額について、世帯に給与所得者等が2人以上いる場合には、当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算する。 4 施行期日 1 は、令和3年4月1日 2 及び3 は、公布の日 	

N o
3 6

北九州市公衆浴場法施行条例の一部改正について

(保健福祉局保健衛生部保健衛生課)

普通公衆浴場の混浴の制限に係る措置の基準を変更するため、関係規定を改めるもの

- 1 普通公衆浴場の混浴の制限に係る措置の基準の変更（第4条関係）

現行	改正後
<u>10歳以上</u> の男女を混浴させないこと。	<u>7歳以上</u> の男女を混浴させないこと。

- 2 施行期日

令和3年7月1日

No
37

北九州市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準等に関する条例の一部改正について

(保健福祉局保健衛生部保健衛生課)

食品衛生法施行令等の一部改正に伴い、公衆衛生に与える影響が著しい営業の許可の申請に対する審査に係る手数料を設定する等のため、関係規定を改めるもの

- 1 新たに許可の対象とされた営業の許可の申請に対する審査に係る手数料の設定（別表第1関係）

営業の種類	金額	
	新規の場合	更新の場合
水産製品製造業	1件につき16,000円	1件につき12,000円
液卵製造業	1件につき14,000円	1件につき10,500円
複合型そうざい製造業	1件につき21,000円	1件につき15,700円
複合型冷凍食品製造業	1件につき21,000円	1件につき15,700円
漬物製造業	1件につき14,000円	1件につき10,500円
食品の小分け業	1件につき9,600円	1件につき7,200円

- 2 許可の対象外とされた営業の許可の申請に対する審査に係る手数料の廃止（第1条、第5条、別表第1、別表第2関係）

乳類販売業等の許可の申請に対する審査に係る手数料を廃止する。

- 3 施行期日

令和3年6月1日

No 38	北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について <p style="text-align: right;">(子ども家庭局子ども家庭部保育課)</p>
----------	---

北九州市立おぐまの保育所ほか2施設を廃止するため、関係規定を改めるもの

1 保育所の廃止（別表第1関係）

名称	位置
北九州市立おぐまの保育所	北九州市小倉北区新高田一丁目10番3号
北九州市立古前保育所	北九州市若松区古前一丁目28番17号
北九州市立八幡東さくら保育所	北九州市八幡東区祇園一丁目5番1号

2 施行期日

令和3年4月1日

No 39	北九州市新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金 条例について (産業経済局雇用・生産性改革推進部中小企業振興課)
<p>国から交付される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画に記載された、中小企業融資信用保証料補填事業を実施するため、北九州市新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金を設置するもの</p> <p>1 条例の内容</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 設置 (第1条)(2) 基金の積立て (第2条)(3) 管理 (第3条)(4) 運用益金の処理 (第4条)(5) 繰替運用 (第5条)(6) 処分 (第6条)(7) 委任 (第7条) <p>2 施行期日</p> <p>公布の日 (令和8年3月31日に失効)</p>	

No 40	北九州市道路占用料徴収条例及び北九州市自動車駐車場条例の一部改正について <div style="text-align: right;">(建設局総務部管理課)</div>
----------	---

道路法の一部改正に伴い、自動運行補助施設に係る道路占用料を設定する等のため、関係規定を改めるもの

1 北九州市道路占用料徴収条例の一部改正

自動運行補助施設に係る道路占用料の設定（別表関係）

占用物件		占用料	
		単位	金額
法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	5円
	その他のもの		16円
道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年	1,300円
その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	800円
	地下に設けるもの		480円

(次頁に続く)

(続き)

2 北九州市自動車駐車場条例の一部改正

条例に引用する道路法の規定の条項ずれに伴う規定の整備（第2条関係）

現行	改正後
第2条第2項第6号	第2条第2項第7号

3 施行期日

公布の日

<p>N o 4 1</p>	<p>北九州市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について (建設局道路部道路計画課)</p>
<p>道路構造令の一部改正に伴い、県道及び市道の構造の技術的基準に歩行者利便増進道路に関する基準を加える等のため、関係規定を改めるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自動運行補助施設の追加（第 3 3 条関係） 交通事故の防止を図るため必要がある場合に設置する施設に自動運行補助施設を追加する。 2 歩行者利便増進道路に関する基準の新設（第 4 5 条関係） 道路法で新たに規定された歩行者利便増進道路について、歩道等に歩行者の滞留の用に供する部分を設ける等の構造基準を新設する。 3 施行期日 公布の日 	

No 42	北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正について (建設局公園緑地部公園管理課)
----------	---

夜宮公園駐車施設の利用料金の上限額を設定する等のため、関係規定を改めるもの

1 指定管理の指定のの特例を定める都市公園等の除外及び追加
(第36条の2関係)

指定管理者の指定に係る申請について、市長が当該施設の運営の方法、指定管理者に行わせる業務の内容等を勘案して特に必要があると認めるときは、市長が適当と認めたものに限り、当該申請をすることができる旨の規定の対象から、到津の森遊具広場及び到津の森ふれあい動物園を除外し、並びに夜宮公園駐車施設を追加する。

2 到津の森遊具広場及び到津の森ふれあい動物園の利用料金の廃止
(別表第1の2関係)

到津の森遊具広場及び到津の森ふれあい動物園の利用料金を廃止する。

3 夜宮公園駐車施設の利用料金の上限額の設定 (別表第1の2関係)

大型自動車 中型自動車	1台1回 (1日以内)	1,000円	大型自動車及び中型自動車の区分は、改正前の道路交通法第3条に規定するところによる。
普通自動車	1台につき30分	100円。ただし、1日に連続	1 普通自動車とは、改正前の道

(次頁に続く)

(続き)

	又はその 端数ごと に	して3時間を超 えて駐車したと きは、1日当た り600円	路交通法第3条 に規定する普通 自動車をいう。 2 駐車時間が2 0分以内のとき は、無料とする 。
--	-------------------	--	--

4 北九州市立折尾駅西自転車駐車場の名称及び位置の変更（別表第6関係）

現 行	改正後
北九州市立折尾駅西自転車駐車場	北九州市立折尾駅北自転車駐車場
北九州市八幡西区折尾四丁目1番	北九州市八幡西区折尾二丁目1番

5 施行期日

規則で定める日

No 43	金山川調節池整備工事（2－1）請負契約締結について <p style="text-align: right;">（技術監理局契約部契約課）</p>
<p>金山川調節池整備工事（2－1）請負契約を締結するもの</p> <ol style="list-style-type: none">1 契約金額 14億7,408万5,971円2 契約方法 一般競争入札3 工期 契約締結の日から令和6年3月15日まで4 契約の相手方 北九州市若松区浜町一丁目4番7号 若築・白海共同企業体	

No 44	<p>連携中枢都市圏北九州都市圏域の形成に係る吉富町との連携協約の締結に関する協議について</p> <p style="text-align: right;">(企画調整局政策部政策調整課)</p>
----------	---

地方自治法に規定する連携協約を吉富町と締結するため、同町と協議するもの

1 協約の内容

- (1) 目的 (第1条)
- (2) 基本方針 (第2条)
- (3) 連携する取組及び役割分担 (第3条)
- (4) 事務執行及び費用負担等 (第4条)
- (5) 北九州都市圏域連携中枢都市圏ビジョンの策定 (第5条)
- (6) 協議 (第6条)

2 連携する取組 (第3条関係)

- (1) 経済成長のけん引に係る取組の内容及び役割分担 (別表第1)

取組内容	
経済戦略の策定	圏域全体の経済成長をけん引するため、北九州地域連携懇談会を開催し、圏域の成長戦略である北九州都市圏域連携中枢都市圏ビジョンの進捗管理等を行う。
戦略産業の育成	圏域における戦略産業の特定、産業クラスターの形成、創業促進など、圏域全体の産業力強化に関する取組を行う。
地域資源を活用した地域経済の裾野拡大	圏域資源を活用し、販路開拓など圏域における経済の活性化に資する取組を行う。
戦略的な観光施策	圏域内外からの観光客の誘致のほか、圏域内での交流人口の増加に取り組む。

(次頁に続く)

(続き)

その他経済成長のけん引に係る取組	圏域への新しい人の流れをつくるための取組を行う。
------------------	--------------------------

(2) 高次の都市機能の集積及び強化に係る取組の内容及び役割分担 (別表第2)

取組内容	
高度な医療サービスの提供	圏域住民の医療需要に対応するため高度急性期医療等の提供を図る。
圏域の中心拠点の整備及び圏域内外を結ぶ交通環境の強化	圏域の中心拠点である小倉駅周辺のにぎわいを創出するための整備及び圏域内外を結ぶ交通環境の強化に向けた取組を行う。
高等教育及び研究開発の環境整備	圏域に集積する自動車関連企業の需要に応じるため、産業人材育成の強化を図る。
その他高次の都市機能の集積及び強化に係る取組	北九州空港の機能拡充及び利用促進を図り、人的交流、物流及び産業の拠点化を推進する。

(3) 生活関連機能サービスの向上に係る取組の内容及び役割分担 (別表第3)

ア 生活機能の強化に係る政策分野

取組内容	
地域医療	高齢者の在宅医療及び在宅介護の推進など、圏域の需要に応じた取組を行う。
介護	圏域の高齢者支援のネットワークをつなぐ取

(次頁に続く)

(続き)

	組を行う。
福祉	子育て環境の充実その他の圏域の福祉向上に向けた取組を行う。
教育、文化及びスポーツ	図書館の広域利用、大学による学習の場の提供及びスポーツ活動の機会の充実に向けた取組を行う。
地域振興	若者及び女性の就労支援、農業振興、地域課題解決に向けた研究など、地域振興に関する取組を行う。
災害対策	消防業務の効率化に向けた検討を行うとともに、広域的な観点からの災害対策の推進を図る。
環境	圏域全体の環境保全及び循環型社会の構築に向けた取組を行う。
上下水道	上下水道分野の広域連携に向けた検討を行う。

イ 圏域内外の結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

取組内容	
地域公共交通	公共交通ネットワークの確保及び維持のための検討を行う。
情報通信技術インフラの整備	多様な分野において情報通信技術の効果的な利活用の促進を図る。
交通インフラの整備及び維持	広域的な地域の連携を促す道路ネットワークづくりのための取組を行う。
地産地消	圏域内での地産地消を推進するための取組を検討し、実施する。
交流及び移住の促進等	圏域への移住及び定住に向けた取組、地域間の相互理解を深める取組など、地域の活性化に資する取組を行う。

(次頁に続く)

(続き)

ウ 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

取組内容	
人材の育成	圏域の市町職員の能力向上を図るための研修等を行う。
圏域の市町職員の交流	圏域の市町職員の交流を図るための事業を共同で行う。
その他圏域マネジメント能力の強化に係る取組	圏域のマネジメント能力の強化又は事務執行の効率化を図るための事業を行う。

No 45	<p>基本財産の額の増加に係る福岡北九州高速道路公社の定款の変更に関する同意について</p> <p style="text-align: right;">(建築都市局計画部都市交通政策課)</p>
----------	--

基本財産の額の増加に係る福岡北九州高速道路公社の定款の変更に同意するもの

基本財産の額の変更（第16条関係）

		変 更 前	変 更 後	増 加 額
基本財産の額		2,246億3,060万円	2,247億3,260万円	1億200万円
出 資 の 額	福 岡 県	1,123億1,530万円	1,123億6,630万円	5,100万円
	福 岡 市	835億6,750万円	836億1,850万円	5,100万円
	北九州市	287億4,780万円	287億4,780万円	0円

No 46	市有地の処分について (港湾空港局港湾整備部計画課)
<p>若松区響町一丁目に所在する市有地を事業用地として売り払うもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 土地の地目及び所在地 宅地 若松区響町一丁目110番1 2 土地の面積 2万2,302.31㎡ 3 売払い予定金額 4億2,374万3,890円 	

<p>No 47</p>	<p>市有地の処分について (港湾空港局エネルギー産業拠点化推進室エネルギー産業拠点化 推進課)</p>
<p>若松区響町二丁目に所在する市有地を埠頭用地として売り払うもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 土地の地目及び所在地 雑種地 若松区響町二丁目12番2 2 土地の面積 1万8,000㎡ 3 売払い予定金額 3億5,820万円 	

<p>No 48</p>	<p>包括外部監査契約締結について</p> <p>(行政委員会事務局監査第一課)</p>
<p>1 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告</p> <p>2 契約の始期 令和3年4月1日</p> <p>3 契約金額 1,629万6,296円を上限とする額</p> <p>4 費用の支払方法 監査の結果に関する報告提出後の一括払いとする。ただし、相手方から請求があった場合において、必要があると認めるときは、一部の費用について概算払とすることができるものとする。</p> <p>5 契約の相手方及びその資格 北九州市戸畑区一枝一丁目6番32号 小島 智也 公認会計士</p>	

No.	件名	要 旨	
令和2年度予算規模	区 分	補正額の合計	補正後の予算総額
	一般会計	263億4,519万2千円	7,819億9,308万7千円
	特別会計	5億7,500万円	4,262億9,497万2千円
	企業会計	36億3,539万5千円	2,563億4,131万2千円
	合 計	305億5,558万7千円	1兆4,646億2,937万1千円
49	令和2年度北九州市 一般会計 補正予算について	1 補正額 263億4,519万2千円 2 総 額 7,819億9,308万7千円	
50	令和2年度北九州市 国民健康保険特別会計 補正予算について	1 補正額 5億7,500万円 2 総 額 1,019億 500万9千円	
51	令和2年度北九州市 卸売市場特別会計 補正予算について	1 補正額 0円 2 総 額 12億4,102万4千円	
52	令和2年度北九州市 土地区画整理特別会計 補正予算について	1 補正額 0円 2 総 額 17億5,800万円	

53	令和2年度北九州市 港湾整備特別会計 補正予算について	1 補正額	0円
		2 総額	52億9,200万円
54	令和2年度北九州市 土地取得特別会計 補正予算について	1 補正額	0円
		2 総額	49億2,330万円
55	令和2年度北九州市 産業用地整備特別会計 補正予算について	1 補正額	0円
		2 総額	12億4,250万円
56	令和2年度北九州市 下水道事業会計 補正予算について	1 補正額	17億2,000万円
		2 総額	541億2,067万円
57	令和2年度北九州市 公営競技事業会計 補正予算について	1 補正額	19億1,539万5千円
		2 総額	1,618億2,625万2千円